

狛江市長
松原俊雄様

狛江市市民参加と市民協働に関する審議会答申（総合的評価）

令和5年5月18日付け狛企政発第000098号にて狛江市長より諮問のあった「市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価の実施に関する事項」について、当審議会において検討を重ねた結果、別紙のとおり答申としてまとめましたので、報告いたします。

令和5年12月14日

狛江市市民参加と市民協働に関する審議会委員

会 長	奥 村 隆 一
副会長	関 谷 昇
委 員	西 智 子
委 員	深 谷 慎 子
委 員	岡 本 千栄子
委 員	麻 宮 百
委 員	石 田 琢 智
委 員	伊 東 達 夫
委 員	伊 藤 秀 親
委 員	小 林 未結希
委 員	大 門 孝 行
委 員	馬 場 正 彦
委 員	箕 輪 明 久
委 員	若 山 拓 也
委 員	遠 藤 貴美子

令和5年度 市民参加と市民協働の実施状況に関する総合評価について

粕江市市民参加と市民協働に関する審議会は、市長より諮問を受け、粕江市の市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価を実施し、あわせて、これまでの現状分析と評価によって抽出された課題解決に向けた方策を提言としてまとめた。

市として、様々な施策のより良い実施を目指して試行錯誤し続ける姿勢をもって、参加と協働の推進をお願いし、以下2つの提言をもって、当審議会の答申とする。

■ 提言1. 市民公益活動事業補助金の見直し

市民公益活動を行う団体に対する財政的支援である市民公益活動事業補助金は、4月に入ってから制度の周知及び申請を受け付け、選考会を経て、交付決定をしてからの取組が対象経費となっている。そのため概ね7月以降に実施する事業が対象となり、交付決定後の事業実施に向けた準備期間も十分に確保することも難しい。また、年度当初から実施することが好ましい事業は申請することができないことや、1年を通して事業が実施できないなどの課題もある。

補助金による事業効果を高めるとともに、団体にとってより活用しやすくなるよう、前年度に申請受付や選考を行うなど、年度当初から事業が実施できるような仕組みを検討していただきたい。また、市民公益活動事業補助金の制度とともに、市民提案型市民協働事業制度との違いなどについても分かりやすく伝える工夫をして、周知することにより、両制度を活用する団体が増え、市民活動が促進されるようにしていただきたい。

■ 提言2. 公募市民委員へのフォローについて

市民の市政への参加の一つである各種審議会等に参加する公募市民委員のアンケート結果では、会議において「十分に発言できた」という回答が5割を超えた程度であるが、7割が自身の意見が取り入れられたと回答していることから審議会等に参加する市民の声が市政に反映されているものと思われる。しかしながら、「あまり発言できなかった」という回答も2割あるため、そういった公募市民委員に対してフォローをする必要がある。

発言ができない理由は様々であると思われるが、その要因の一つとして、審議の内容によっては専門性が高い分野もあり、有識者との知識や経験の差を感じることや公募市民委員に対してどのような役割を期待しているのか分からないことなどにより発言することに萎縮をすることなども考えられる。市においては、審議会等への公募市民委員の充足率を高めるだけでなく、参加する市民に対して、事前に説明をする機会や勉強会等を設けるなど、審議に必要な情報の共有を図ることや会議の進行において発言しやすいような配慮をするなどのフォローを行っていただきたい。

参加した市民が会議で発言し、議論が活発に行われることは、熱意を持って参加した市民が有意義に感じるものであり、その後の市民参加によるまちづくりの発展にもつながるものと期待される。更なる市民参加の促進に向けて、市民の積極性に頼るだけでなく、市からの積極的な情報提供や学びの場の提供などに努めていただきたい。

第一章 総合的評価について

狛江市（以下「市」という。）は、平成15年4月に「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」（以下「基本条例」という。）を施行し、以降、様々な市民参加手続きと市民協働事業を実施してきた。

狛江市市民参加と市民協働に関する審議会（以下「審議会」という。）は、基本条例第28条第1項の規定により設置され、同条第2項第2号の規定により、「市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価の実施」について、市長より諮問を受け、実施するものである。

第二章 市民参加の評価

1. 令和4年度 市民参加の実施状況

（1）市民参加手続き等の種類

市民参加の定義：「行政活動に市民の意見を反映するため、行政活動の企画立案から実施、評価に至るまで、市民が様々な形で参加すること」（狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（以下「基本条例」という。）第2条第1号）

市民参加に関する具体的な手続き

- 1 審議会等（基本条例第2章第2節）
- 2 パブリックコメント（同第3節）
- 3 公聴会（同第4節）
- 4 その他の市民参加手続き（説明会、ワークショップ、フォーラムまたはシンポジウムなど）（同第5節）

（2）市民参加の実施状況等

◆審議会等

（公募市民委員の充足率）

95.6%（令和3年度：95.5%、令和2年度：85.0%）

（公募市民委員の女性割合）

51.2%（令和3年度：54.0%、令和2年度：54.0%）

（審議会等の公開）

原則公開。

（会議の開催予定の公表）

会議の開催予定を事前に公表していない審議会等も多くあった。

◆パブリックコメント

6事業（令和3年度：4事業）

条例関係3事業、計画関係3事業

◆公聴会

平成17年1月に、ゴミの有料化問題に関する公聴会以来実施されていない。

◆その他の市民参加手続き

12件（令和3年度：13件）

内訳：市民説明会6件（令和3年度5件）、市民フォーラム1件（令和3年度2件）

シンポジウム0件（令和3年度0件）

その他5件（ワークショップ3、懇談会2）（令和3年度6件）

（3）市民モニター

情報発信：13件（令和3年度：7件）

アンケート調査：0件（令和3年度：0件）

（4）審議会等の委員アンケート集計結果

令和4年度に市の審議会等に参加していた公募市民委員を対象に行ったアンケート結果の特徴は次のとおりである。

- 1 回答者の年代は70代が33.3%と最も多く、続いて60代が22.2%、50代が17.8%であった。なお、20代が2.2%、30代が6.7%と少ない結果となった。
- 2 審議会等に参加したきっかけ・理由については、「審議内容に興味・関心があった」が23.3%と最も多く、続いて「市政に協力したかった」が17.6%、「市民参加・市民委員に興味があった」が15.0%であった。
- 3 会議の審議内容について、「充実していた」は前年度の76.7%より減少し72.2%であった。また、会議において「十分発言できた」と感じた方は前年度57.0%より減少し51.7%であったが半数を上回った。会議の中で「意見が取り入れられた」と思う方は前年度の72.0%には及ばなかったが69.0%と高水準であった。
- 4 会議への参加については、86.4%が「良かった」と回答しており、今後「積極的に応募したい」は49.4%であった。一方で「もう応募しない」は25.8%で、その理由として「年齢・健康面」が48.1%、「多くの市民に参加してほしい」が44.4%と多かった。
- 5 オンラインによる会議運営については、「審議に影響はなかった」が21.8%と最も多かったが、「オンライン環境が安定していなかった」と「会議室で参加する方が安心だった」も各20.7%と同程度の回答であった。また、オンラインによる会議開催については、「オンライン・会議室等での参加等選択肢があるとよい」が54.8%と最も多かった。

2. 市民参加の実施等に係る評価

無作為抽出による公募市民委員の募集が新たに参加する市民を増やすことにつながっているものと思われるが、審議会等における公募市民委員の充足率が高く、女性委員の割合も半数を超えている点については、評価できるものである。しかしながら、依然として参加

者の年齢層が高いことから、現役世代の参加を促すような仕組みが必要である。

オンラインでの参加も併用して開催している審議会等も増えており、参加しやすい機会が準備されているものの、「オンライン環境が安定していない」という声もあり、会議を円滑に進行するためにも、改めて環境を確認いただくとともに、オンラインでの参加の場合、会議の雰囲気をつかみづらいこともあるので、会議の進行についても工夫が必要である。

また、審議会等は原則公開とされ、会議録等も公表されているものの、会議の開催予定を事前に公表できていない審議会等もあるため必要な情報は、積極的に周知するよう努めていただきたい。

第三章 市民協働の評価

1. 令和4年度 市民協働の実施状況

(1) 市民協働事業の種類

市民協働の定義：「市の実施機関と市民公益活動を行う団体が行政活動等について共同して取り組むこと」（基本条例第2条第2号）

※令和5年度から市民協働の定義を改正（令和5年4月1日施行）

「市民公益活動を行う市民、団体、事業者及び市の実施機関が相互に連携し行政活動等について共同して取り組むこと」

市民協働事業の種類

- 1 財政的支援
- 2 参入の機会提供
- 3 共催・後援
- 4 意見交換・情報交換

(2) 市民協働の実施状況等

◆財政的支援

40件（令和3年度：38件）

支援団体数：145団体（令和3年度：150団体）

うち市民公益活動事業補助金 スタート補助金1件、チャレンジ補助金0件

◆参入の機会提供（委託、協定等）

37件（令和3年度：38件）

うち市民協働事業提案制度 2件（行政提案型1件、市民提案型1件）

※令和3年度採択事業2件を令和4年度に実施

※令和4年度採択事業1件（今年度実施）

◆共催・後援

123件（令和3年度：89件）

新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に件数が減少となった前年度から、大きな

改善の傾向が見られる。

◆意見交換・情報交換

4件（令和3年度：9件）

2. 市民協働の実施等に係る評価

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いてきたことから、活動を再開する団体も増え、市との共催・後援事業も増加したものの、財政的な支援である「市民公益活動事業補助金」の申請件数が少なく、団体の成長や地域の課題解決に資する取組の支援になるよう制度の見直しを検討していただきたい。

市民活動支援センターは、周知に向けたイベントやSNS等による情報発信は行っているものの、依然として市民の認知度が低い状況にあるが、何らかの活動をしてみたいという個人に対する後押しや、団体と個人、団体と行政や事業者など多様な主体のマッチングや連携につながるような情報発信や支援を積極的に行っていただきたい。